

知床五湖方面冬季利用試行事業 実施概要 (案)

1. 事業名 知床五湖方面冬季利用試行事業
2. 事業目的 冬期閉鎖された道道知床公園線岩尾別橋ゲート以奥にある知床五湖周辺地域を、エコツーリズムの理念に基づくルールの下で徒歩（スキー）利用することにより、知床の冬季の利用のあり方を検討するとともに、エコツーリズムの普及啓発をめざすため試行事業を実施する。
3. 事業実施主体 知床斜里町観光協会、知床エコツーリズム推進協議会
(事務局：協会内エコツーリズム推進委員会)
4. 道路使用申請主体 斜里町+知床エコツーリズム推進協議会
(事務局：役場商工観光課)
5. 事業期間 平成20年2月1日（金）～3月22日（土） 51日間
(但し、自然状況によっては、期間前であっても終了する)
6. 利用範囲 道道知床公園線・町道知床五湖道路・知床五湖周辺
*当面、上記範囲に限定した利用とするが、試行結果を踏まえ、変更については関係行政機関と協議を進める。
7. 利用形態 指導者が引率する形での利用とし、
「網走土木現業所冬季通行止区間の道路使用に関する要領」(別紙)に基づいて、道路使用の許可を申請する。
(上記要領 第3の1の(1)による類型：引率型)
(指導者を上記要領で定められた様式1により事前登録する)
8. 利用方針
 - 1) 今年度から3年間は試行期間とし、エコツーリズムの理念に基づく、冬季利用のあり方やルール作りなどの検討を行う。
 - 2) 知床エコツーリズム推進協議会が定める「知床エコツーリズムガイドライン」を基本ルールとし、試行結果を踏まえて、詳細な運用ルールの作成を目指す。
 - 3) 冬季利用は登山道のような奥地(バックカントリー)利用であることを周知し、自然環境への配慮や安全対策を各引率指導者及び事業所が責任を持って行う。

9. 運用方法

1) 引率指導者

以下の要件の満たしたものの引率指導者として認証し、認証カードを配布する。

- a) 知床斜里町観光協会に所属する者
利用のあり方等が決まるまでは、連絡調整や利用方法の指導がスムーズに行いやすく、今後の検討に必要な情報を効率的に汲み上げられるように、協会員のみを対象として試行を開始する。
- b) 「知床五湖方面冬季利用試行事業説明会」(別紙実施要綱参照)を受講した者。
- c) 知床エコツーリズムガイドラインを理解し遵守する者。

2) 利用システム

- a) 引率指導者は、利用前に岩尾別ユースホステルに立ち寄り、認証カードを提示の上、引率指導者用腕章を受け取り、利用時間等必要事項を台帳に記入する。
- b) 帰着後は、岩尾別ユースホステルにて腕章を返却するとともに報告を行う。
- c) 利用状況の報告は、毎日、岩尾別ユースホステルから網走土木現業所と知床斜里町観光協会へ FAX を送信する。

3) 利用の心得

知床エコツーリズムガイドラインおよび、知床五湖方面冬季利用試行事業説明会で定められた事項を遵守するとともに、自然環境に十分な配慮を行う。また、安全面に関しては、湖面上の氷やヒグマなどの危険性に十分に注意し、事故が起きないように引率指導者が責任を持って利用する。

4) 緊急時の対応

トラブルが発生した場合は、速やかに岩尾別ユースホステルに連絡し、別途定める緊急時の連絡網を通じ、関係機関等に連絡を行う。

10. 試行期間に取り組み整理すべき課題

自然環境への負荷のモニタリングや安全上のリスクを検証するために、引率指導者及び利用者などからヒアリング及びアンケート調査を行い、下記の項目などの検討を行う。

- 利用範囲
- 自然環境への配慮、安全性の向上のための利用のルール
- 利用システムのあり方(引率指導者の要件、受付方法、緊急時の体制など)

11. その他

冬季利用に関して問題と思われる状況が生じた場合は、斜里町、知床エコツーリズム推進協議会、知床斜里町観光協会などの関係機関が利用の可否を協議し、状況により網走土木現業所の指示を仰ぎ、その指導に従う。

知床五湖方面冬季利用試行事業説明会実施要項（案）

知床五湖方面冬季利用における引率指導の認証を希望するものを対象に、事業内容の理解と自然環境に配慮した利用、安全対策に必要な知識を取得することを目的とする。

1. 対象者 知床斜里町観光協会会員
2. 実施日 2008年1月24日（木）、1月28日（月）計2回予定
*同じ内容なので、どちらか1回の参加。
3. 場 所 斜里町漁村センター
4. 内 容 ○知床五湖方面冬季利用試行事業概要について 30分
○利用システムについて 10分
○知床エコツアーリズムガイドラインについて 20分
○安全対策について（講師：知床山考舎 滝澤氏） 1時間30分
*質疑応答も含め3時間30分程度を予定
5. 開催者 斜里町、知床斜里町観光協会（担当：エコツアーリズム推進委員会）、知床エコツアーリズム推進協議会
6. 講 師 知床山考舎 滝澤 大徳氏
主な所持資格及び所属団体
 - ・ NPO 北海道アウトドア協会認定 山岳ガイド（夏山・冬山）
 - ・ （財）日本体育協会 山岳上級指導員
 - ・ 北海道山岳連盟 指導委員
 - ・ 網走地方山岳遭難防止対策協議会 隊員・理事
 - ・ レスキュー3テクニカルロープレスキューテクニシャン

平成20年1月18日

網走土木現業所 斜里出張所長 様

住 所 斜里郡斜里町本町12番地
氏 名 斜里町長 村田 均
知床エコツーリズム推進協議会
会 長 上野 洋司
(担当者:斜里町役場 商工観光課
観光係 河井 謙)
(連絡先:0152-23-3131(内線162))

冬期通行止区間の道路使用承認申請書

次のとおり冬期通行止区間の道路使用の承認について申請します。

記

1. 道路使用場所 道道知床公園線
(岩尾別橋ゲートから知床五湖ゲート)
2. 道路使用目的 知床五湖周辺地域をエコツーリズムの理念に基づくルールの下
で徒歩(スキー)利用するため
3. 道路使用期間 平成20年2月1日から平成20年3月22日まで
4. 車両名・登録番号 車両の使用は伴わない
(徒歩・スキー・スノーシューなどによる使用)
5. 確約事項
冬期通行止区間の道路使用に当たって、次のとおり確約します。
 - (1) 雪崩等が発生した場合には、直ちに道路使用を中止します。
 - (2) 道路使用に当たりバリケード等の移動が伴う場合については、車両の進入等の都度バリケード等を確実に移動前の状態に戻すとともに、他の車両が進入しないよう適正に実施するものとし、その開閉時間については、必要最小限とします。また、開放時間が長時間となる場合などについては、バリケード等に誘導員を配置するなど必要な措置を講じます。

- (3) 道路及び道路附属物を破損した場合は、土木現業所長等へ遅滞なく連絡するとともに、申請者の負担により原状回復します。
- (4) 事故防止に関しては、申請者の責任において万全を期することとします。
- (5) 第三者に与えた損害は、申請者の責任において解決します。
- (6) 万が一事故等が発生した場合は、土木現業所長等へ遅滞なく連絡するとともに、申請者が一切の責任をもって処理します。
- (7) 雪崩、大雪、風雪に関する注意報又は警報が発表されているときは、道路使用はしないこととします。
- (8) 夜明け前及び日没後の道路使用はしません。
- (9) 道路使用期間は、毎日、電話、ファックス等で道路使用の予定及び結果を出張所長等に報告します。
- (10) 道路使用の際は、必ず指導者のもとで使用します。

6. その他参考資料

- (1) 知床五湖方面冬季利用試行事業 実施概要
- (2) 位置図
- (3) 説明会実施要領
- (4) 緊急連絡体制図
- (5) 知床エコツーリズムガイドライン
- (6) 指導者名簿（様式1）

網走土木現業所冬期通行止区間の道路使用に関する要領 (最終)

第1 趣旨

網走土木現業所管内の冬期通行止区間の道路使用に関しては、「冬期通行止区間の道路使用に関する事務取扱要領」(平成19年10月1日付け道路第811号建設部土木局長通知。以下、「事務取扱要領」という。)によるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事務取扱要領第3の道路使用に関する事務

- 1 事務取扱要領第3の1及び2に係る道路使用の事務処理は事業課長及び各出張所長(以下「出張所長等」という。)が行うものとする。
- 2 事務取扱要領第3の3に係る使用について、その承認の決定までの事務は、土木現業所長(使用申請の受理及び進達は出張所長等)が行うものとし、他の事務は出張所長等が行うものとする。

第3 事務取扱要領第3の3の土木現業所長が特に必要と認めるもの

- 1 事務取扱要領第3の3による土木現業所長が特に必要と認めるもの(以下「特例使用」という。)は、個別にその必要性を検討するものであるが、事務取扱要領の趣旨から安易に適用範囲を広げるものではないことに鑑み、当分の間、冬期間における地域振興、観光振興、社会教育を目的として行われる徒歩、スキー、スノーシューなどによる使用であって、次に掲げる使用形態であるものに限るものとする。
 - (1) 指導者が引率して冬期の自然観察などを目的としたツアー形式で使用するもの(以下、「引率型」という。)
 - (2) 常設の歩くスキーコース等の一部として使用するもの(以下「常設型」という。)
 - (3) 一日又は数日に限り開催されるイベントなどにおいて使用するもの(以下「行事型」という。)
- 2 次に掲げるものは、原則として特例使用の対象としないものとする。
 - (1) スノーモービル、雪上車等による使用(ただし、認められた使用に際して必要な管理上のこれらのものによる使用及びその目的地等で使用することを認められたものの目的地までの使用を除く。)
 - (2) 狩猟(市町村、警察等から依頼を受けて行う害獣等の駆除を除く。)、釣、登山その他のレジャー目的の使用

第4 特例使用の該当要件

- 1 特例使用として認めるものは、次の要件を全て具備するものとする。
 - (1) 使用する者又は使用申請する者が国、地方公共団体若しくはこれらのものが参加する組織であり、又はその使用目的がこれらのものが当該使用について後援、協力、賛同等であること。
 - (2) その使用が使用申請者の管理のもと不特定多数の者による使用となるときは、使用申請者又はこれに所属する者が実際に使用する者を管理指導することができること。
 - (3) その使用が日中の時間に限られること(特に必要があると認める場合を除く。)

- (4) 使用する区間を定めて使用すること。
 - (5) 使用する区間に通常、なだれ、落石、滑落その他の危険がないと認められること。
 - (6) 使用目的が道道の使用自体ではなく、別な目的地向かうために必要があるなどの理由による使用であること。
 - (7) 他に経路がとれないなど、使用に代替性がないこと。
- 2 次のいずれかに該当するときは、特例使用を認めないものとする。
- (1) 個人で使用しようとするとき（使用申請する者が1の(1)に該当する場合を除く。）。
 - (2) 使用に危険（その使用目的の範囲内で、使用する道道以外の場所での危険を含む。）を伴うと認められるとき。

第5 特例使用の手続き

特例使用に関する事務処理は、次のとおりとする。

- 1 特例使用の承認を受けようとする者がいるときは、土木現業所長は事業の概要を聞き取りし、第3及び第4の条件等に該当するか否かを検討するものとする。
- 2 土木現業所長は、1の検討により特例使用の承認が可能であると認めるときは、申請者に次に掲げるものを参集範囲とする事業説明会を開催させ、その中で事業計画の適否を協議させるものとする。ただし、事業説明会の開催の必要がないと認めるときは、(1)及び(2)を除くそれぞれに文書による協議を行わせ、その意見を徴することに代えさせることができる。
- (1) 申請者
 - (2) 土木現業所（関係する事業課又は出張所を含む。）
 - (3) 国、市町村
 - (4) 関係警察署（必要と認める場合に限る。）
 - (5) その他関係する機関
- 3 土木現業所長は、特例使用の承認を受けようとする者が、2の説明会を開催し、又は意見を徴したときは、事務取扱要領第4の1又は第5の1の使用承認申請書を提出させるものとする。この場合において、申請書の一部を次のように変更するものとする。
- (1) 確約事項に次の項目を加える。
 - (ア) 雪崩、大雪、風雪に関する注意報又は警報が発表されているときは、道路使用はしないこと。
 - (イ) 夜明け前及び日没後の道路使用はしないこと（日没後から夜明け前の間に道路使用が必要であると認められるときを除く。）。
 - (ウ) 道路使用期間は、毎日、電話、ファックス等で道路使用の予定及び結果を出張所長等に報告すること（一定の期間道路使用の承認を求める場合）。
 - (エ) 道路使用の際は、必ず指導者のもとで使用すること（引率型で使用する場合）。
 - (オ) 道路使用は、使用時間を定め、使用開始前及び使用終了後に道路使用箇所の確認等を行うこと（常設型で使用する場合）。
 - (カ) 道路使用中に使用している道道で事故が発生したときは、速やかに道路使用を中止すること（行事型で使用する場合）。
 - (2) その他参考資料に次を加える。
 - (ア) 市町村等関係機関との協議記録又は意見書

- (イ) 指導者名簿（様式1）（引率型で使用する場合）
 - (ロ) 管理人名簿（様式2）（常設型で使用する場合）
 - (ハ) 緊急時連絡体制（行事型で使用する場合）
- 4 3の使用承認申請書の提出は、出張所長等を経由して提出させるものとし、出張所長等は、土木現業所長に出張所長等の意見（様式3）を添付して進達するものとする。
 - 5 土木現業所長は、事務取扱要領第4の2又は第5の2の承認通知書を交付するときは、承認通知書に3の（1）の確約事項の内容を通知書の道路使用の条件に加えるものとする。
 - 6 土木現業所長は、5の承認通知書を交付したときは、その旨を関係出張所長等に通知するとともに、建設部土木局道路課長に報告するものとする。
 - 7 上記以外の手続きについては、事務取扱要領に基づき出張所長等が行うものとする。

第6 特例使用に係る承認後の事務

- 1 出張所長等は、特例使用が引率型の使用のときは、使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）から、道路使用をする日に、その使用についての報告を求めるものとし、その内容を使用報告受理簿（様式4）に記録するものとする。
- 2 出張所長等は、特例使用が常設型の使用のときは、使用者から毎日道路使用を始めた時間その他の状況の報告を求めるものとし、その内容を使用状況管理簿（様式5）に記録するものとする。
- 3 1及び2の報告を受ける日が閉庁日であるときは、閉庁日の前日までに使用予定を聴取し、翌開庁日に使用実績の報告を受けるものとする。